暗号資産交換業廃止公告届出書 年　　月　　日付で下記の方法により暗号資産交換業の（全部・一部）を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告をしたことを証する書面を添付して、暗号資産交換業者に関する内閣府令第40条第５項の規定により届け出ます。 記 公告の方法 ［表略］ （記載上の注意） ［１．～３．　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	暗号資産交換業廃止公告届出書 年　　月　　日付で下記の方法により暗号資産交換業の（全部・一部）を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、暗号資産交換業者に関する内閣府令第40条第５項の規定により届け出ます。 記 公告の方法 ［同左］ （記載上の注意） ［１．～３．　同左］

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（貸付条件等の掲示） **第百二十八条**　準用貸金業法第十四条第一項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 ［一・二　略］ ２　準用貸金業法第十四条第一項第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率（同号に規定する貸付けの利率をいう。以下この款において同じ。）を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。 ３　準用貸金業法第十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、媒介手数料（何らの名義をもってするを問わず、金融サービス仲介業者が、その金銭の貸借の媒介に関し受ける金銭をいう。以下この款において同じ。）の計算の方法（媒介手数料の割合（当該媒介に係る貸借の金額に対する媒介手数料の割合（百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。））を含む。以下この款において同じ。）とする。 ４　金融サービス仲介業者は、準用貸金業法第十四条第一項の規定により貸付けの利率を掲示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によって算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示する方法によるものとする。 ５　準用貸金業法第十四条第一項の規定による掲示は、当該営業所又は事務所で媒介を行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。 **別表**（第百二十八条関係） ［略］ Rは、法第三十二条において準用する貸金業法第十四条第一項第一号に規定する貸付けの利率 Fは、法第三十二条において準用する貸金業法第十四条第一項第一号に規定する利息及びみなし利息 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（貸付条件の掲示） **第百二十八条**　準用貸金業法第十四条第一項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 ［一・二　同上］ ２　準用貸金業法第十四条第一号に規定する貸付けの利率に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率（同号に規定する貸付けの利率をいう。以下この款において同じ。）を算定する場合には、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率とする。 ３　準用貸金業法第十四条第五号に規定する内閣府令で定める事項は、媒介手数料（何らの名義をもってするを問わず、金融サービス仲介業者が、その金銭の貸借の媒介に関し受ける金銭をいう。以下この款において同じ。）の計算の方法（媒介手数料の割合（当該媒介に係る貸借の金額に対する媒介手数料の割合（百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。））を含む。以下この款において同じ。）とする。 ４　金融サービス仲介業者は、準用貸金業法第十四条の規定により貸付けの利率を掲示するときは、別表中の算式一、算式二又はこれらに準ずるものとして金融庁長官が指定する方法によって算出した元本の額を用いて得た年率を百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示する方法によるものとする。 ５　準用貸金業法第十四条の規定による掲示は、当該営業所又は事務所で媒介を行う貸付けの種類ごとに、見やすい方法で行わなければならない。 **別表**（第百二十八条関係） ［同上］ Rは、法第三十二条において準用する貸金業法第十四条第一号に規定する貸付けの利率 Fは、法第三十二条において準用する貸金業法第十四条第一号に規定する利息及びみなし利息